

一般競争入札の実施にあたり、公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規程第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月22日

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 隈元 英輔

1 契約事務担当グループ

〒590 - 0950

堺市堺区宿院町西2丁1-1 さかい利晶の杜内

公益社団法人 堺観光コンベンション協会 周遊促進グループ

担当 山本・本條

電話 072 - 233 - 6601

FAX 072 - 233 - 8448

E-mail pro@sakai-tcb.or.jp

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 さかい利晶の杜における環濠の歴史体験デジタルコンテンツ「タイムトリップ堺」運営委託業務
- (2) 履行場所 さかい利晶の杜内（堺市堺区宿院町西2丁）
- (3) 履行期間 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 業務概要 さかい利晶の杜における環濠の歴史体験デジタルコンテンツの機械操作

3 一般競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市に登録業者をしている者であって堺市暴力団排除条例等を遵守する者。
- (2) 過去2年間に（公社）堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という。）又は国、地方公共団体等と、同種類で規模が同等かそれ以上の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績のあるもの。かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (4) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む）を受けていない者。
- (5) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む）を受けていない者。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (8) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4 日程

1	公告開始日（協会ホームページへ掲載）	令和 5 年 2 月 22 日（水）
2	入札関係書類配布終了日	令和 5 年 3 月 6 日（月）
3	質疑受付期間（FAX 及びメールのみ）	令和 5 年 2 月 22 日（水）～ 令和 5 年 3 月 6 日（月）
4	質疑回答日（メールのみ）	令和 5 年 3 月 8 日（水）
5	入札参加資格確認申請書など提出締切日	令和 5 年 3 月 6 日（月）
6	入札参加資格確認結果通知書の交付日	令和 5 年 3 月 8 日（水）
7	入札執行・落札決定日	令和 5 年 3 月 15 日（水）
8	契約終了日予定日	令和 5 年 3 月 23 日（木）

※ 1 参加資格確認申請書は、公告開始日から提出可能とする。

5 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 5 時まで

(2) 配布場所

前記 1 の契約事務担当グループ

(3) 配布方法

次の（ア）～（イ）のいずれかの方法による。

（ア）本協会事務所、窓口にて配布

上記配布期間の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
に上記配布場所にて受け取ること。

（イ）本協会ホームページからダウンロードすること。

（公社）堺観光コンベンション協会ホームページ：<http://www.sakai-tcb.or.jp/news>

6 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」（様式第 1 号）等の

必要書類を提出しなければならない。

また、提出した書類に関し契約事務担当グループから質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加申込みにおける提出書類、提出期限等

(ア) 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・ 業務履行実績申出書（様式第6号）
履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し等）
- ・ 会社概要（提出部数1部）

(イ) 提出期限

令和5年3月6日（月）まで（午後5時まで）

(ウ) 提出場所

前記1の契約事務担当グループ

(エ) 提出方法

直接持参または郵送すること。

【直接持参の場合】

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1契約事務担当グループまで電話連絡し、到達確認をすること。

(2) 入札参加資格確認結果通知書（様式第7号）の交付

入札参加申込みの事業者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。なお、入札参加資格確認結果通知書は郵送するため、前記(1)の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和5年3月6日（月）午後5時までに質問書（様式第2号）に質問事項を簡潔にまとめたうえ、FAX及び電子メールにて、前記1の契約事務担当者まで送付のこと。送付後、速やかに契約事務担当者まで電話をし、必ず到着確認をすること。

それ以後は一切受け付けない。質問回答日は、令和5年3月8日（水）。

8 入札参加辞退

入札参加辞退届（様式第3号）に事業所の住所、商号または、名称 代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

その際には、本協会から交付した関係書類はすべて返却すること。

(1) 辞退届提出期限

令和5年3月13日（月）午後5時まで。

(2) 提出先

前記1の契約事務担当者まで。

(3) 提出方法

上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土、日曜日、祝日除く）に持参すること。郵送の場合は、上記期限内に必着とし、前記1の契約事務担当者に電話連絡をし、到着確認をすること。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年3月15日（水）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

住所 堺市堺区甲斐町西一丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

(3) 入札方法

入札者は、前記(1)の入札及び開札の日時に(2)の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

10 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。入札前に委任状（様式第4号）を提出すること。入札会場内への入室は1社1名に限ること。

1.1 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

決定権者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、決定権者は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締

結しないことができ、次の（２）（３）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- （１）堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- （２）堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合
- （３）堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- （４）（１）～（３）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1 2 その他

（１）契約保証金

- ・本業務の契約に係る契約保証金を納付しなければならない。
- ・契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- ・なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
 - （ア）保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
 - （イ）過去 2 年間に、本協会又は国・地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実にしたとき。

※ 上記（イ）に該当する場合は、契約保証金免除申出書（様式第 8 号）を提出するとともに業務履行実績証明書（様式第 9 号）を添付すること。

- （２）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （３）契約条項等については、前記 1 の契約事務担当グループで閲覧することができる。